

さいたま市告示第1615号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月17日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業3・4・19号元町三室線

2 施行者の名称

さいたま市

3 事務所の所在地

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

4 事業地の所在

（1）収用の部分

埼玉県さいたま市緑区大字三室及び大字中尾地内

（2）使用の部分

なし